

約款 新旧対照表

『ドメインサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第2条（用語の定義）	第2条（用語の定義） 1. 「ICANN」とは、インターネット上で利用されるIPアドレス、ドメイン名、ポート番号等のアドレス資源の標準化や割当を行う組織であるThe Internet Corporation for Assigned Names and Numbersを指します。 2. 「レジストリ」とは、ICANNから認定を受けて特定のドメインにつきドメイン名のデータベースを管理する別表に記載の組織を指します。 3. 「レジストラ」とは、ICANNから認定を受けて特定のドメインにつきドメイン名の登録を希望する者からドメイン名の登録申請を受け付け、ドメイン名のデータベースへの登録を行う別表に記載の組織を指します。 4. 「上位組織」とは、ICANN、レジストリ、レジストラの総称です。 5. 「ポリシー等」とは、各上位組織が随時策定または変更するドメイン名に関するポリシー、規則、手続、条件その他の取り決めを指します。 6. 「Whoisデータベース」とは、ICANNのポリシー等に基づきインターネット上で公開されるドメイン名登録者のデータベースを指します。	第2条（用語の定義） 1. 「ICANN」とは、インターネット上で利用されるIPアドレス、ドメイン名、ポート番号等のアドレス資源の標準化や割当を行う組織であるThe Internet Corporation for Assigned Names and Numbersを指します。 2. 「レジストリ」とは、ICANNから認定を受けて特定のドメインにつきドメイン名のデータベースを管理する別表に記載の組織を指します。 3. 「レジストラ」とは、ICANNから認定を受けて特定のドメインにつきドメイン名の登録を希望する者からドメイン名の登録申請を受け付け、ドメイン名のデータベースへの登録を行う別表に記載の組織を指します。 4. 「上位組織」とは、ICANN、レジストリ、レジストラの総称です。 5. 「ポリシー等」とは、各上位組織が随時策定または変更するドメイン名に関するポリシー、 方針 、規則、手続、条件その他の取り決めを指します。 6. 「Whoisデータベース」とは、ICANNのポリシー等に基づきインターネット上で公開されるドメイン名登録者のデータベースを指します。	「紛争処理方針」等の文書も含まれることを明確化するため、追記を行いました。
第6条（申込みの拒絶）	第6条（申込みの拒絶） 1. 当社は、基本約款第6条第1項各号に該当する場合のみならず、 上位組織が不適当と認めた場合も 、前条の登録申請等の代行につき申込みを承諾しないことがあります。	第6条（申込みの拒絶） 1. 当社は、基本約款第6条第1項各号に該当する場合のみならず、 ポリシー等に照らし当社として不適当と認めた場合も 、前条の登録申請等の代行につき申込みを承諾しないことがあります。	7条との規定対象範囲を明確化するため、文言の修正を行いました。
第13条（登録および使用の制限）	第13条（登録および使用の制限） 1. 以下各号のいずれかにあたる場合には、上位組織または当社が、利用者のドメイン名の登録を停止、取消、移転、修正する権利を保持することを、利用者は、あらかじめ承諾したものとみなします。 i. 利用者が 上位規定、紛争処理方針 または本ドメイン約款に違反した場合 ii. 上位組織の規定等 に基づき、正当な手続を経て要求または許可された場合 iii. ドメイン名登録の停止、取消、移転、修正に関する各国の法令に基づく場合 iv. 上位組織がドメイン名の円滑な運用のために必要であると認めた場合 v. ドメイン名に関する紛争を解決するためになされる場合 2. 当社は、ドメイン名の登録または使用が前項各号のいずれかの事項に該当するおそれがあると判断する場合、一定期間、登録手続を中止またはドメイン名の使用を停止させて、 その有無について検討 することができるものとします。 ただし 、その検討の過程および結果の詳細について、当社は利用者に開示する義務を負わないものとします。 3. 利用者は、前各項による登録申請の拒否、登録手続の中止、ドメイン名使用の一時停止、移転、または抹消について、異議申立をすることはできないものとします。	第13条（登録および使用の制限） 1. 以下各号のいずれかにあたる場合には、上位組織または当社が、利用者のドメイン名の登録を停止、取消、移転、修正する権利を保持することを、利用者は、あらかじめ承諾したものとみなします。 i. 利用者が ポリシー等 または本ドメイン約款に違反した場合 ii. ポリシー等 に基づき、正当な手続を経て要求または許可された場合 iii. ドメイン名登録の停止、取消、移転、修正に関する各国の法令に基づく場合 iv. 上位組織がドメイン名の円滑な運用のために必要であると認めた場合 v. ドメイン名に関する紛争を解決するためになされる場合 2. 当社は、ドメイン名の登録または使用が前項各号のいずれかの事項に該当するおそれがあると判断する場合、一定期間、登録手続を中止またはドメイン名の使用を停止することができるものとします。その間、 当社が実施した検討 の過程および結果の詳細について、当社は利用者に開示する義務を負わないものとします。 3. 利用者は、前各項による登録申請の拒否、登録手続の中止、ドメイン名使用の停止、移転、または抹消について、異議申立をすることはできないものとします。	文言の統一および実運用に即した内容への修正を行いました。
第18条（属性型JPドメインの仮登録）	新設	第18条（属性型JPドメインの仮登録） 1. 利用者は、「属性型（組織種別型）・地域型JPドメイン名登録等に関する規則」（ http://jprs.jp/doc/rule/rule.html ）別紙1「属性型地域型JPドメイン名の種類」記載の要件である法人その他の組織の設立前であっても、属性型JPドメインの仮登録を当社に申請することができます。 2. 前項の申請により仮登録された属性型JPドメインの登録期間は、第14条第1項の定めに関わらず、 契約開始日から起算して6ヶ月間 とします。 3. 第1項により仮登録された属性型JPドメインは、次条に定める手続きが完了するまでの間、ドメイン名の変更および移転の手続きを行えないものとします。	属性型JPドメイン仮登録申請受付開始に伴い、仮登録申請に関する条文を新設。
第19条（仮登録された属性型JPドメインの本登録）	新設	第19条（仮登録された属性型JPドメインの本登録） 1. 利用者は、前条第1項により仮登録された属性型JPドメインに関し、前条第2項に定める期間内に、「属性型（組織種別型）・地域型JPドメイン名登録等に関する規則」（ http://jprs.jp/doc/rule/rule.html ）別紙1の3「仮登録ドメイン名の申請者の定義および添付書類」記載の本登録申請手続きにおける添付書類を当社へ提出することで、仮登録を行った属性型JPドメインの本登録を申請することができます。 2. 前項により本登録が行われた属性型JPドメインの登録期間は、前条第2項に定める登録期間満了の日からさらに6ヶ月間延長されるものとし、以後、更新の都度1年間延長されるものとします。	同上
第20条（仮登録された属性型JPドメインの廃止）	新設	第20条（仮登録された属性型JPドメインの廃止） 1. 仮登録された属性型JPドメインの本登録を行うための法人その他の組織の 不成立が確定した場合 、または第18条第2項に定める登録期間満了日までに、前条第1項の本登録の手続きが行われなかった場合、仮登録された属性型JPドメインは廃止されます。	同上
附則第1条（適用開始）	附則第1条（適用開始） この約款は、平成23年8月30日から適用されたドメインサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成24年4月1日より適用されます。	附則第1条（適用開始） この約款は、平成24年4月1日から適用されたドメインサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成25年7月1日より適用されます。	本改定にとまなう適用日の変更をおこないます。